

初めて栄養成分を表示する方へ

食品表示法に基づく食品表示基準では、一般用加工食品に栄養成分表示が義務付けられています。

1 必ず、**熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量に換算したもの）**の5つを表示します。

2 表示には決まりがあります。

→別添「食品に栄養成分表示をする際のチェックリスト」を参考にしてください。

3 表示する値は分析や計算等によって得ることができます。

○分析により値を得る

○計算等により値を得る

データベース等の値を用いる、又はデータベース等から得られた個々の原材料の値を計算して表示値を求めることが可能

→別添「日本食品標準成分表（文部科学省）のウェブサイトを利用した栄養価の計算例」を参考にしてください。

○日本食品標準成分表等のデータベース等の値を用いる

※日本食品標準成分表は定期的に見直されるので、最新の値を用いることが望ましい

4 栄養成分表示が省略できる場合があります。

※省略できる食品についても、表示可能であれば栄養成分を表示することが望ましいです。

なお、表示する場合は食品表示法に基づく適切な表示をする必要があります。

<該当要件>

・「栄養表示」をせず、かつ、以下のいずれかに該当すること

※「栄養表示」とは「たんぱく質」「ミネラル」等、栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示のこと

・表示可能面積がおおむね 30 cm²以下

・酒類

・栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの（飲料水 等）

・極めて短い期間で原材料（その配合割合を含む）が変更されるもの

・消費税を納める義務が免除されている事業者

（当分の間は中小企業基本法に規定する小規模企業者も含む）

※食品の所有権が小規模ではない事業者に移転している場合は、表示義務があります。

・食品を製造し、又は加工した場所での販売

・不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く）

